

平成 29 年 2 月 8 日

九州電力株式会社

川内原子炉設置変更許可取消訴訟（行政訴訟）期日の開催について

本日11時から、福岡地方裁判所において、標記訴訟の第3回口頭弁論が行われました。

標記訴訟は、原子力規制委員会が平成26年9月10日付けで当社に対して行った、川内原子力発電所1号炉及び2号炉の設置変更許可処分の取り消しを求めて、国を被告として、平成28年6月10日に提訴されたものであり、当社は平成28年8月23日から標記訴訟へ訴訟参加しております。

今回、当社は、準備書面を提出し、福島第一原子力発電所事故を契機として強化した安全確保対策を含めた川内原子力発電所の現在の安全性に関する主張を行いました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電の安全性等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以 上